

令和7・8・9年度基盤整備に関する技術資料作成等業務 共通仕様書

1 適用範囲

- (1) 「令和7・8・9年度基盤整備に関する技術資料作成等業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)が発注する「令和7・8・9年度基盤整備に関する技術資料作成等業務」の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 共通仕様書、「令和7・8・9年度基盤整備に関する技術資料作成等業務特記仕様書」(以下「特記仕様書」という。)及び指示又は打合せ等の間に相違がある場合など、業務の遂行に支障を生じる可能性が想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。
- (3) 業務の目的と内容、成果物については、別記「特記仕様書」によるものとする。

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月10日までとする。

3 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 発注者とは、契約担当役若しくは分任契約担当役をいう。
- (2) 受注者とは、業務の実施に関し、発注者と業務請負契約を締結した会社その他の法人をいう。
- (3) 検査職員とは、業務の完了検査及び出来高部分に係る検査にあたって、業務請負契約書第21条の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (4) 管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で業務請負契約書第7条の規定に基づく現場代理人をいう。
- (5) 担当技術者とは、調査職員又は管理技術者のもとで業務を担当する者であって、発注者又は受注者が定めた者をいう。
- (6) 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- (7) 契約書とは、業務請負契約書をいう。
- (8) 設計図書とは、入札説明書に対する質問回答書及び仕様書をいう。
- (9) 仕様書とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき基準を含む。)を総称していう。
- (10) 入札説明書とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- (11) 共通仕様書とは、共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (12) 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (13) 質問回答書とは、入札説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (14) 指示とは、調査職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について実施させることをいう。
- (15) 請求とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面

をもって行為あるいは同意を求めることをいう。

- (16) 通知とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、書面をもって知らせることをいう。
- (17) 報告とは、受注者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について知らせることをいう。
- (18) 承諾とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について調査職員が書面により、業務上の行為に同意することをいう。
- (19) 質問とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (20) 回答とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (21) 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者若しくは調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (22) 提出とは、受注者が発注者若しくは調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (23) 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (24) 打合せとは、業務を適正かつ円滑に実施するために、管理技術者と調査職員が面談により行う、業務の方針及び条件等の疑義等の打合せをいう。なお、必要に応じて調査職員及び管理技術者の承諾により、担当技術者による打合せができるものとする。
- (25) 検査とは、業務請負契約書第 21 条に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。

4 業務着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

5 調査職員

- (1) 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第 6 条第 2 項に規定した事項である。
- (2) 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員はその指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

6 配置技術者

受注者は、本業務の実施にあたり現場代理人、主任技術者及び担当技術者（以下「配置技術者」という。）は競争参加申請書に記載した技術者を配置すること。

なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で、発注者がやむを得ないと判断し、承認した場合はこの限りでない。やむを得ず配置技術者を変更する場合は、本業務の入札説明書に掲げた基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

7 管理技術者

- (1) 本業務において、従事する管理技術者については、様式-1 に基づき、氏名、保有資格を記載し、調査職員に提出すること。

- (2) 管理技術者は、業務の履行にあたり、契約図書及び本仕様書を十分に理解し、業務が管理技術者の下、担当技術者によって適切に履行されるように業務の指揮監督を行うものとする。
- (3) 管理技術者は、業務内容の進捗状況等を調査職員に適宜報告するものとする。また、調査職員からの要求に応じて、その都度業務の報告を行わなければならない。
- (4) 担当技術者が、調査職員及び管理技術者の承諾により必要に応じて実施する場合も、調査職員に業務の内容等について、適宜報告を行わなければならない。

8 提出書類

- (1) 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後、関係書類について、調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- (2) 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

9 打合せ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿（A4判））に記録し、相互に確認しなければならない。なお、打合せ等は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿（A4判））を作成するものとする。
- (2) 管理技術者は、必要に応じて調査職員と打合せを行うこと。打合せ結果について、書面（打合せ記録簿（A4判））に記録し相互に確認しなければならない。
- (3) 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と打合せを行うものとする。

10 業務計画書

- (1) 受注者は、下記の項目について記載した業務計画書を作成し、業務着手時までに調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
 - ① 業務概要
 - ② 業務の実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む。）
 - ③ 業務の実施工程（業務の順序及び手順）
 - ④ 業務の実施体制
 - ⑤ 打合せ計画
 - ⑥ 連絡体制（緊急時含む。）
 - ⑦ その他（業務の実施上、必要と思われる事項）
- (2) 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出し、承諾を得なければならない。

11 業務に必要な資料の取扱い

- (1) 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備するものとする。

- (2) 調査職員は、必要に応じて業務の実施に必要な資料を受注者に貸与するものとする。
- (3) 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、ただちに調査職員に返却するものとする。
- (4) 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (5) 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。
- (6) 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

1.2 関係法令及び条例等の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、関連する関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

1.3 成果物の提出

受注者は、業務が完了したときは、成果物を取りまとめた報告書を作成し、調査職員に業務完了報告書とともに提出し検査を受けるものとする。

1.4 検査

- (1) 受注者は、業務が完了したときは、調査職員に「業務完了報告書」及び「納品書」(各3部)とともに提出し検査を受けるものとする。なお業務完了報告書を提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。
- (2) 発注者は、業務の検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。また、検査に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 検査職員は、管理技術者または本業務の担当技術者の立会の上、検査を行うものとする。

1.5 業務完了手続き

検査完了後速やかに、以下の書類を調査職員に各3部提出すること。

- ① 引渡書
- ② 完了払請求書

1.6 契約の変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約の変更を行うものとする。

- ① 業務内容の変更により業務請負代金に変更を生じる場合
- ② 履行期間の変更を行う場合
- ③ 調査職員と受注者が打合せを行い、業務実施上必要があると認められる場合

1.7 再委託

(1) 本業務における再委託は原則として認めない。なお、業務請負契約書第4条第2項に基づき、様式-2の書面により予め承諾を得て再委託できる業務等は、下表の通りとする。

再委託不可の	①業務の総合調整マネジメント
--------	----------------

内容	②業務の中核となる成果資料の作成 ③打合せ及び内容説明
あらかじめ承諾を得て再委託できる業務	上記及び以下に規定する以外の業務
特に承諾を要しない業務	補助的な業務 [例] ・ コピー、印刷、製本、資料収集、要約といった簡易な業務 ・ トレース業務、模型製作、パース作成、写真撮影 ・ 計算（日影、省エネルギー関係、防災関係） ・ データ入力（CAD、電算）

※ 記載のない内容を再委託する場合は、その作業の質と表の範囲を勘案して判断するものとする。

(2)受注者は、業務を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。また、それらの契約関係に関する書面については、発注者の求めに応じた書面全てを受注者は提出しなければならない。

1.8 情報セキュリティにかかる事項

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。

1.9 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1)業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
- (3)暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以 上

管理技術者通知書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 殿

受注者
住所
氏名

令和 年 月 日付け業務請負契約を締結した次の業務について、業務請負契約書第7条に基づき管理技術者を下記のとおり決定（変更）したので業務請負契約書第7条に基づき通知します。

契約件名： 令和7・8・9年度基盤整備に関する技術資料作成等業務

記

管理技術者※1

氏 名	保有資格	取得年月日（登録番号）
（ ※2）		

※1 競争参加資格確認資料提出時点に提出した別記様式5に変更がある場合は、新たに別記様式5を作成して提出すること。

※2 （ ）内は、担当技術者を記載すること。

再委託（変更等）承諾申請書

独立行政法人都市再生機構
 総務部長 丹 圭一 殿

受注者 住所 ○○○○○○
 株式会社○○○○
 氏名 ○○ ○○

契約名称： 令和7・8・9年度基盤整備に関する技術資料作成等業務

令和○○年○○月○○日付けをもって締結した上記の契約に関して、以下のとおり業務の一部を再委託したく、契約書第○条第○項に基づき申請するので、手続き方お願いします。

項目	申請内容
再委託の相手方 (住所、名称)	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○-○ 株式会社○○○○
再委託業務の内容	・○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○
再委託業務の 契約予定額	○○○千円（契約金額に対する比率○%） ※ 見積書を添付
再委託を行う必要性 及び 再委託の相手方の 選定理由	（再委託する必要性） ○○○○を再委託することで、業務の効率化を図り、工期短縮に努めるため。 （再委託の相手方の選定理由） 株式会社○○○○は、平成○○年より弊社の○○○○業務の○○○ ○を中心とした業務を行ってきている。この間、成果の品質が高く、 納期も遵守している。 また、上記業務の実施経験が多数有り、短期間での業務遂行に寄与 し、成果の品質向上に資することが期待できるため。

以 上

令和7・8・9年度基盤整備に関する技術資料作成等業務

特記仕様書

1 適用範囲

本業務は、契約書及び「令和7・8・9年度基盤整備に関する技術資料作成等業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、本「令和7・8・9年度基盤整備に関する技術資料作成等業務特記仕様書」(以下「特記仕様書」という。)に基づき実施しなければならない。

2 業務の目的

本業務は、独立行政法人都市再生機構(以下、「発注者」という)が有する基盤整備に係るツール、マニュアル及び基準等について、国等が制定する法律及び基準等の改正状況や、発注者内部の運用状況を踏まえて改定を行うこと、また発注者の技術基準類に関する社内からの問合せ対応を支援することを目的とする。

3 用語の定義

この特記仕様書に使用する用語の定義は、共通仕様書「3 用語の定義」に定めるところによる。

4 業務の履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和10年3月10日までとする。

5 業務の内容

本業務の内容については以下のとおりである。

5-1. 基盤整備の設計及び工事等に係る技術資料作成等業務

(1) 土木工事標準設計図集、撤去・移設等標準設計図集の改定等業務

1) 土木工事標準設計図集の改定

- ①発注者の本部支社から寄せられた土木工事標準設計図集における改定依頼等(意見照会含む)をもとに、改定内容の精査及び改定を行う。
- ②改定を行う土木工事標準設計図は30頁程度を見込む。

2) 撤去・移設等標準設計図集の改定

- ①発注者の本部支社から寄せられた撤去・移設等標準設計図集における改定依頼等(意見照会含む)をもとに、撤去・移設等標準設計図の改定を行う。
- ②改定を行う撤去・移設等標準設計図集は15頁程度を見込む

3) 土木工事標準設計図集、撤去・移設等標準設計図集及び造園施設標準設計図集の合冊等検討

- ①撤去・移設等標準設計図集と土木及び造園に係る標準設計図集の整合性を確認し、合冊に関する作業の検討を行う。
- ②土木及び造園に係る標準設計図集において、使用されていない項目の精査を行う。

(2) 発注者の基盤関連工事(団地再生事業、都市再生事業)の工事関係書類における書類簡素化検討業務

1) 書類簡素化に向けた作業

- ①基盤関連工事は多岐にわたるため、調査員と協議の上、対象を決定する。
- ②発注者の工事完成書類を確認し、項目を整理する。なお、4現場分の作業を見込む。

- ③上記の作業後に工事完成書類が法令及び仕様書等で必要な書類であるかの整理及び電子データでの納品が可能かの検討を行う。
 - ④総主任等に対して工事関係書類における書類簡素化に関するヒアリングを3回程度行う。ヒアリング内容は調査職員と協議の上決定する。
- 2) 書式の統一化に向けた作業
- ①発注者で使用されている工事関係書類のひな形に関して、エクセル形式に統一を行う。作業する数量は約20ファイルを見込む。
- (3) 問合せ対応に係る技術資料作成及び問合せデータベース*更新業務
- 発注者各本部支社から問合せがあった場合、受注者は発注者が提供する既存の問合せデータベースに同様の問合せがないことを確認した上で、問合せ受付から原則3営業日以内に回答案を検討し、資料に取り纏めて監督員の確認を得ること。なお、受付件数は約30件を見込む。
- ※発注者各本部支社からの問合せに対する回答を一覧にしたエクセル形式のデータベース
- (4) 基盤整備共通仕様書改定内容の整理業務
- 基盤整備共通仕様書作成において参考としている、国土交通省の土木工事共通仕様書等において、令和7年度から令和9年度までに発注者の基盤整備共通仕様書と関係する箇所の改定を毎年度確認し整理を行う。

5-2. 基盤整備の執行管理に係る技術資料作成等業務

(1) 基盤整備に係る概算工事費算定ツール*の更新

- 1) 概算工事費算定ツールを基に、発注者から提供する直近の工事实績情報をツールに反映し、単価等について更新を行う。なお、上記更新に当たり、発注者から提供する過年度完了工事(10件程度)の実績資料を基に、各工事の現場条件による工種毎の金額を仕分けし、取りまとめを行う。
 - 2) 発注者から特定の工種に係る概算額の算出依頼があった場合、受注者は過年度の積算事例及び他地区事例から概算額を算出し、発注者へ回答する。なお、受付件数は約20件(約10件/年)を見込む。
- ※：都市再生事業に係る工事についてPJ策定時点の概算工事費を算定するため、主要な工種の数量を入力することで概算工事費が算出されるエクセル形式のツール

(2) 工事費推計に係る仮設費等実績整理

- 発注者から提供する過年度完了工事(10件程度)の実績資料を基に、工事費の推計に必要な仮設費及び想定困難な項目の実績整理を行う。詳細は下記の通りとする。
- 1) 直接工事費に占める仮設費の金額及び項目別割合を集計し、事業規模や特性等に応じた傾向を分析する。
 - 2) 工種別(例：道路工、擁壁工 等)についても①と同様の分析を実施する。
 - 3) 予見力向上に資するよう、工事特性等に応じて当初積上げることが困難と想定される項目(撤去費等)の数量及び費用について抽出し、整理する。
 - 4) 工種別(例：道路工、擁壁工 等)についても③と同様の分析を実施する。

(3) 基盤整備技術向上WGに係る開催補助

基盤整備技術向上WG(2回/年)に係る、現場視察(半日)の写真撮影、WG(3時間程度)の動画撮影及び議事録作成を行う。

(4) 団地再生事業に係る概算工事費算定ツール*の更新

- 1) 概算工事費算定ツール(令和6年度版)を基に、発注者から提供する直近の工事实績情報をツ

ールに反映し、単価等について2)に示す内容への更新を行う。

2) 概算工事費算定ツールは以下に示す。

(ア) 公共施設整備編

(イ) 除却工事編

(ウ) 団地内土木施設編

(エ) 団地内土木施設毎編

- ・上記(ア)について、年度単価を採用しているため令和8年度単価への更新を行う。
- ・上記(イ)については、令和8年度に発注者から提供する工事(7件を見込む)を反映し実績情報の更新を行う。また、既存の杭撤去工法(破碎・撤去工法、輪投げ工法、チャッキング工法)の単価更新を行う。
- ・上記(ウ)については、令和8年度に発注者から提供する工事(3件を程度を見込む)を反映し実績情報の更新を行う。
- ・上記(エ)について、年度単価を採用しているため令和8年度単価への更新を行う。

※：団地再生事業に係る屋外工事等についてPJ策定時点の概算工事費を算定するため、主要な工種の数量を入力することで概算工事費が算出されるエクセル形式のツール

(5) 団地再生事業に係る屋外工事工期算定ツール※(土木編)(案)の更新

1) 屋外工事工期算定ツール(土木編)(案)を基に、令和8年度に発注者から提供する工事实績(3件程度を見込む)を分析の上、既存の屋外工事工期算定ツール(土木編)(案)に反映し更新を行う。

2) 工事中の工事受注者へのヒアリング(3回程度を見込む)を行い、工事工程表の作成に係る考え方の整理を行う。

※：団地再生事業に係る屋外工事についてPJ策定時点の概算工期を算定するため、主要な工種毎に単位施工量当たりの施工必要日数が整理された資料

6 機密保持

本業務の履行に際し、重要な情報については、特に取り扱いに留意することとし、監督員の指示があった場合においては、調査員が指定した場所にて資料を閲覧することとする。この際の事務所及び什器使用料は無償とする。

7 交通費の負担

本業務に要する交通費は、原則として経費に含むものとする。ただし、特別な事由により調査員が求めた場合は、別途協議により定めるものとする。

8 貸与品等

貸与を予定している資料は以下のとおりとする。その他、機構が所有する資料を必要とする場合は、調査員と協議すること。

- ・土木工事標準設計図集(令和4年度版)
- ・撤去・移設等標準設計図集(平成11年度版)平成30年更新
- ・造園施設標準設計図集(令和5年版)

9 物品の購入

本特記仕様書に記載なき物品を購入し、新たに要した諸費用を発注者が負担する場合は、書面により調査員の承諾を得なければならない。購入した物品は発注者の所有とし、受注者は善良な管理者の注意をもって当該物品を使用しなければならない。

10 管理技術者

- (1) 本業務において、従事する管理技術者については、共通仕様書様式-1に基づき、氏名、保有資格を記載し、調査員に提出すること。
- (2) 管理技術者は、業務の履行にあたり、契約図書、仕様書及び8貸与品等に示す基準等を十分に理解し、業務が管理技術者の下、担当技術者によって完全に履行されるように業務の調査を行うものとする。
- (3) 管理技術者は、調査員との打合せを1回/月程度実施するものとする。
- (4) 管理技術者は、業務内容の進捗状況等を調査員に適宜報告するものとする。また、調査員からの要求に応じて、その都度業務の報告を行わなければならない。
- (5) 担当技術者が、調査員及び管理技術者の承諾により必要に応じて実施する場合も、調査員に業務の内容等について、適宜報告を行わなければならない。

11 成果物

本業務における成果物は以下のとおりとする。なお、成果物は発注者の許可なく発表又は引用してはならない。

- (1) 本業務に係る報告書一式 (A4 版) 2 部 (下記内容を含む)
- (2) 本業務に係る報告書の概要版 (A4 版) 1 部
- (3) 上記 (1) ~ (2) に関する原図一式及び電子データ (作成ソフトによるオリジナルデータ、報告書形式等の PDF によるデータ) 1 部

※1：成果物の引渡し前にデータ提出方法等について、調査員と協議すること。

※2：成果物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に適合すること。

12 業務環境の改善

本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。ウイークリースタンスの実施にあたっては、ウイークリースタンス実施要領 (別添1) に基づき、調査員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

13 疑義

本業務の実施にあたり、本特記仕様書に疑義が生じた場合は、書面をもって通知し、調査員と協議等のうえ実施するものとする。

以 上

ウイークリースタンス 実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
 - ①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - ②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
 - ③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
 - ④昼休みや17時以降の打合せは行わない。
 - ⑤定時間際、定時後の依頼をしない。
 - ⑥その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1)によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以上

打合せ記録簿記載例

1 初回打合せ時

ウイークリースタンス取組内容

取組内容	特記事項 ^{※2}	実施 ^{※3}
①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。		■
②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。		■
③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。		■
④昼休みや17時以降の打合せは行わない。		■
⑤定時間際、定時後の依頼をしない。		■
⑥その他の項目 ^{※1}		—

※1 ①～⑤以外で取り組む内容がある場合に記入する

※2 曜日・時間等の取組内容を変更する場合等に記入する

※3 実施する項目を「■」とする。

2 成果品納品時

ウイークリースタンス取組内容及び実施結果

取組内容	対象	実施結果 ^{※4}	実施できなかった理由
①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。	■		
②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。	■		
③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。	■		
④昼休みや17時以降の打合せは行わない。	■		
⑤定時間際、定時後の依頼をしない。	■		
⑥その他の項目	—		

※4 「実施できた」「どちらかというと実施できた」「どちらかというと実施できなかった」「実施できなかった」から選択する。

「実施できた」以外を選択した場合、実施できなかった理由の欄に入力する。

効果・改善点等 ^{※5}

※5 ウイークリースタンスに取り組んで業務環境は改善されたか、改善内容（（例）残業が減少し、業務に余裕が出来た）などを記入する。